

兵庫県公報

平成26年3月25日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（同）	3

公布された法令のあらまし

- 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）
平成22年の国勢調査人口を基準とし、人口以外の社会的諸条件及び地域間の均衡を考慮して、兵庫県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第27号）
常任委員会の所管事項に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第26号

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「89人」を「87人」に改める。

第2条中「」第15条第2項、第3項及び第8項並びに第271条第2項を「。以下「法」という。）第15条第1項及び第8項」に改め、同条の表を次のように改める。

選挙区の名称	選挙区の区域	議員数
神戸市東灘区	神戸市東灘区の区域	3人
神戸市灘区	神戸市灘区の区域	2人
神戸市中央区	神戸市中央区の区域	2人
神戸市兵庫区	神戸市兵庫区の区域	2人
神戸市北区	神戸市北区の区域	3人
神戸市長田区	神戸市長田区の区域	2人
神戸市須磨区	神戸市須磨区の区域	3人

神戸市垂水区	神戸市垂水区の区域	3人
神戸市西区	神戸市西区の区域	3人
姫路市	姫路市の区域	8人
尼崎市	尼崎市の区域	7人
明石市	明石市の区域	4人
西宮市	西宮市の区域	7人
洲本市	洲本市の区域	1人
芦屋市	芦屋市の区域	1人
伊丹市	伊丹市の区域	3人
相生市	相生市の区域	1人
豊岡市	豊岡市の区域	1人
加古川市	加古川市の区域	4人
たつの市及び揖保郡	たつの市及び揖保郡太子町の区域	2人
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域	1人
西脇市及び多可郡	西脇市及び多可郡多可町の区域	1人
宝塚市	宝塚市の区域	3人
三木市	三木市の区域	1人
高砂市	高砂市の区域	1人
川西市及び川辺郡	川西市及び川辺郡猪名川町の区域	3人
小野市	小野市の区域	1人
三田市	三田市の区域	2人
加西市	加西市の区域	1人
篠山市	篠山市の区域	1人
養父市	養父市の区域	1人
丹波市	丹波市の区域	1人
南あわじ市	南あわじ市の区域	1人
朝来市	朝来市の区域	1人
淡路市	淡路市の区域	1人
宍粟市	宍粟市の区域	1人
加東市	加東市の区域	1人
加古郡	加古郡稲美町及び播磨町の区域	1人
神崎郡	神崎郡神河町、市川町及び福崎町の区域	1人
美方郡	美方郡香美町及び新温泉町の区域	1人

備考1 この表に掲げる選挙区のうち、次に掲げる選挙区は、それぞれ次に掲げる法令の規定に基づき
 1 選挙区とするものである。
 (1) 相生市 法第271条
 (2) 養父市 法第271条
 (3) 加古郡 公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号）附則第3条
 2 この表に掲げる選挙区のうち、神戸市長田区及び神戸市西区の各選挙区において選挙すべき議
 員の数は、法第15条第8項ただし書の規定による数とするものである。

附則第3項中「佐用郡」を「養父市」に、「平成27年」を「平成31年」に、「公職選挙法第271条第2項」を「法
 第271条」に改め、「等必要な措置を講ずるものとする」を削る。

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の改正規定（「第15条第2項、第3項及び第8
 項並びに第271条第2項」を「。以下「法」という。）第15条第1項及び第8項」に改める部分に限る。）及び
 附則第3項の改正規定（「公職選挙法第271条第2項」を「法第271条」に改める部分に限る。）は、平成27年
 3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日が平成27年3月1日前である場合における同年2月28日までの間の改正後の兵庫県議
 会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例第2条の規定の適用につ
 いては、同条の表備考1中「法第271条」とあるのは「公職選挙法第271条第2項」と、「公職選挙法の一部を
 改正する法律（平成25年法律第93号）附則第3条」とあるのは「公職選挙法第15条第1項」と、同表備考2
 中「法」とあるのは「公職選挙法」とする。



兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第27号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 4月1日から常任委員会の委員の全部が改任されるときまでの間における第2条（（常任委員会の名称、委
 員定数及び所管）各号に規定する各部等の所管に関する事項とは、当該年度の前年度における各部等の所管
 に関する事項をいうものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。